

決 定 事 項

実 施 状 況

2. 市 場 開 放

(1) 関税率の引下げ

① 関税率については、累次の市場開放対策において関税の撤廃又は引下げを行ってきたところであり、関税水準が諸外国に比べ低い状況にあるが、今般、更に、別紙の品目につき昭和59年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

② 主要先進諸国における自主的な関税引下げの実施を期待し、東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置を、農林水産品を除き、鉱工業品につき昭和59年度から実施する。実施内容については、主要先進諸国における関税引下げの実施状況を勘案して決定する。

③ 特恵関税についても、昭和59年度から鉱工業品に関するシーリング総枠を今年度と比べ約5割拡大する等の制度改正を行うこととし、所要の手続を進める。

○ 59年度改正として現在法案を策定中

○ 59年度改正として東京ラウンド合意の1年分の繰上げを決定し、現在法案を策定中 東京ラウンド合意の残り2年分の繰上げについては、主要先進諸国の実施状況を勘案して60年度改正として決定

○ 59年度改正として新たなシーリング総枠の算定方式等を決定し、現在法案を策定中

以上については1/18に関税率審議会の答申を得ており、59年度関税改正法案を今特別国会（第101回）に提出する予定

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 輸入制限の緩和</p> <p>諸外国との協議の結果等を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 基準・認証制度改善の確実な実施</p> <p>基準・認証制度の改善については、前通常国会において成立した改正法を8月1日に施行したところであり、今後は、今回の法改正による改善措置の確実な実施を図るとともに、規格・基準作成過程における透明性の確保、規格・基準の国際化の推進等の法改正以外の改善措置についてもこれが確実に実施されるようフォローアップしていくこととする。</p>	<p>○ 諸外国との協議を継続中（米国との第5回牛肉・かんきつ協議を1/20,21に東京で実施）</p> <p>○ 第1回の基準・認証制度の改善に関する関係省庁連絡会議を開催し、当決定に係るフォローアップを行うため、今後、必要に応じ随時開催する旨申合せ（10/25）</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

(4) 市場開放問題苦情処理推進本部(O.T.O.)の活動の強力な推進

O.T.O.の活動は、輸入検査手続をはじめ、我が国市場への参入の障害の解消に大きな役割を果たしており、今後とも、関係省庁及び関係機関における活動の強力な推進を図るとともに、O.T.O. 諮問会議の積極的活用、対外的なPR活動の強化等を図る。

- O.T.O. 発足以来、2/1 までに141件の苦情を受け、うち137件について処理を終了
- 地域別O.T.O. 連絡会議を随時開催
- 苦情処理状況を公表するとともに在京各国大使館説明会を開催、また、在外公館JETRO在外施設による広報等により活動状況を積極的に説明
- O.T.O. 諮問会議を58年1月発足以来8回開催(他に懇談会2回開催)
- O.T.O. 諮問会議委員の外国訪問 (58年5月…米国、6月…EC諸国、9月…北欧諸国、10月…豪州、59年1月…南欧諸国)

3. 輸 入 促 進

(1) 日本輸出入銀行の融資による輸入の促進等

① 日本輸出入銀行において、製品の輸入に必要な低利の資金の貸付けを行うとともに、輸入金融の円滑化のための制度の整備を行う。

- 日本輸出入銀行において製品輸入金融を実施(11/1) 貸付金利を引下げ(7.75%→7.2%~7.55%)(2/1)
- 輸入金融の円滑化のための制度の整備については、今特別国会(第101回)に所要の改正法案を提出する予定

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>② 輸入品の販売促進体制の整備に必要な資金の貸付けについては、その必要性を判断の上対処する。</p> <p>(2) 円による短期輸入金融の円滑化</p> <p>円相場等の動向に配慮しつつ、円による短期輸入金融の円滑化を図る。</p> <p>(3) 日本貿易振興会(JETRO)の輸入促進機能の強化</p> <p>日本貿易振興会について、輸入促進機能の強化を図る。</p>	<p>○59年度より、日本開発銀行に輸入体制整備融資制度を創設(金利7.6%)</p> <p>○日本銀行の「輸入決済手形制度」再開(11/16)</p> <p>○輸入促進本部(本部長-理事長)を設置(11/1)</p> <p>○輸入促進諮問委員会(輸入に関し実務経験を有する民間有識者により構成)を設置(1/10)</p> <p>○対日輸出セミナーの開催、外国製品の展示等の輸入促進関連事業を強化して実施</p> <p>○米田は、本年1月にレーガン大統領の提唱による貿易拡大のための米田特別貿易ミッションを派遣したが、日本貿易振興会では、その活動を積極的支援</p> <p>○59年度には、国内において、大規模輸入品フェアの開催、有望商品発掘調査等の事業、また、海外においては、外国商品買付けミッションの編成派遣、対日輸出促進プラザ事業等を従来からの事業に加え、新たに実施すべく予算措置を講じ、これまでの輸入促進事業を抜本的に強化・充実</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

(4) 政府等による輸入品調達の促進

国及び政府関係機関の物品の調達については、政府調達協定の趣旨に沿って、引き続き内外無差別の確保を図るとの観点から、同協定の趣旨の一層の徹底（競争入札手続による調達の推進、資格審査の円滑化等）を図るとともに、地方公共団体に対し同協定の趣旨にのっとり注意を喚起する。

(5) 輸入品流通機構の改善

貿易会議製品輸入対策会議の提言等を助案しつつ、我が国の流通機構に関する情報を外国の事業者を提供するとともに、輸入品の流通機構を改善するための有効な対策について積極的に取り組む。

○11/9付け外務、自治大臣官房長通達により地方公共団体に対し、政府調達協定の趣旨にのっとり注意を喚起

○日本電信電話会社の資材調達に関する日米政府間取決めを、同会社の調達手続の改善措置を成文化した上、昭和61年末まで3年間延長(1/30)

○我が国の流通機構に関する情報を外国の事業者に提供するため貿易会議製品輸入対策会議の提言の英語、仏語版要約及び“Selling to Japan from A to Z”を作成し、国内外で外国人事業者に広く配布するとともに、JETROの在外施設等を活用してその普及を促進

○我が国の流通機構について理解の促進を図るため、外国人ビジネスマン等の意見を聴取し、具体的問題の抽出の努力強化

○我が国の流通機構に関する情報等を提供するため、JETRO及び(財)製品輸入促進協会(MIPRO)に「輸入品情報サービスコーナー」を新設

○違法な輸入制限カルテル等に関しては、独占禁止法を厳正に運用、なお、独占禁止法上の観点から、輸入品の流通に関する調査を行い、調査結果について理解の促進に努力

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(6) その他</p> <p>輸入促進のための基盤整備等の観点から、次の措置を積極的に推進する。</p> <p>① 輸入促進のための諸行事を行う製品輸入促進月間の創設</p> <p>② 対日市場アクセス促進ミッションの派遣</p> <p>③ (社)日本貿易会の輸入促進懇談会の活用</p> <p>④ (財)製品輸入促進協会の活用</p>	<p>○ 昨年は、11月を製品輸入促進月間とし、全国の百貨店、スーパーによる各種輸入品フェアの開催、製品輸入促進論文・標語の募集、JETROによる地方での輸入促進キャンペーン等を実施</p> <p>○ 製品輸入拡大に関する総理大臣談話(11/11)を入れたパンフレット「製品輸入の促進を旨として」を関係団体等に配布</p> <p>○ 欧米企業の対日輸出努力を鼓舞するため、昨秋、我が国の一流商社、流通関係企業のトップ等を中核としたミッションを米国(9月)及び欧州(11月)に派遣し、欧米側の我が国の市場・流通機構等に関する誤解の解消に努力</p> <p>○ 英国輸出促進委員会代表を招いて第3回輸入促進懇談会(10/25)、第4回輸入促進懇談会(対日市場アクセス促進ミッション(米、欧州)についての報告)(12/20)、米国特別貿易ミッション代表を招いて第5回輸入促進懇談会(1/25)</p> <p>○ 昨秋の製品輸入促進月間(11月)及び本年1月の米国特別貿易ミッションの受入れに積極的に取組んだところであり、今後とも欧米諸国の製品展示会及び輸入促進セミナーを精力的に実施</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>⑤ 輸出企業の輸入促進努力の奨励</p> <p>⑥ 輸入たばこの流通の改善</p> <p>4. 資 本 流 入 の 促 進</p> <p>(1) 政府保証外債の米国市場での発行</p> <p>外国資本の流入の促進等を図るため、調達コストに留意しつつ、政府保証外債の米国市場での発行に積極的に取り組む。</p>	<p>○関係団体等に対しその趣旨につき説明を実施（通商産業省）</p> <p>○輸入たばこ取扱店については、</p> <p>(1) 58年4月に従来の2万店から4万店に拡大したが、さらに、10月に大消費地である東京、大阪地区において3万店拡大（現在、あわせて7万店）</p> <p>(2) 取扱いを希望するすべての店への拡大については、60年度末までの実施予定の一部を59年度末に繰り上げるよう努力</p> <p>○広告宣伝、マーケティングのあり方等、従来、日米業界間で意見の相違があった問題についても、業界間の話し合いの結果、円満な決着を見、現在その合意に沿って実施中</p> <p>○日本開発銀行が、SEC登録公募債（目論見書による募集形式）について、今年度内の発行を目途に準備中</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 外貨公債に関する法制の整備等</p> <p>公債の外田市場での発行等の途を開くため、所要の法律改正等の準備に着手する。</p> <p>5. 円による国際取引の促進及び金融・資本市場等の環境整備</p> <p>(1) 実需原則の見直し</p> <p>先物為替予約における実需原則の大幅見直しを行う。</p> <p>(2) 円建て貿易関係銀行引受け手形市場の検討</p> <p>円建て貿易関係銀行引受け手形市場の創設について、中長期的な観点から検討を行う。</p>	<p>○今特別国会（第101回）に所要の改正法案を提出する予定</p> <p>○59. 4/1 から実需原則を撤廃する予定</p> <p>○大蔵省において金融制度調査会及び国際金融基本問題研究会（国際金融局長の私的諮問機関）等の場を通じて検討中</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

(3) 買本交流の円滑化

非居住者の株式等の取得に係る指定会社制度の見直し及び対内不動産投資の自由化等を行うほか、外国会社に係る開示手続の弾力的運用を図ることにより、買本交流の一層の円滑化を図る。

- 指定会社制度の廃止及び対内不動産投資の自由化を行うべく、今特別国会（第101回）に所要の改正法案を提出する予定
- 外国会社の有価証券報告書の提出期限を弾力化するべく、今特別国会（第101回）に所要の改正法案を提出する予定

(4) 金融の分野における外国企業の進出等

銀行業、保険業、証券業の分野における外国企業の進出及び活動については、内国民待遇を付与しており、引き続きこの方針を堅持するとともに、これらに関する情報提供等を更に推進する。

- 57年6月、各業界において対外情報窓口が設置され、以来、外国銀行、保険会社、証券会社の我が国への進出及び活動等に関し、活発に情報を提供
- 竹下大蔵大臣は、外銀による邦銀の買収については何ら差別的な制限は行われていない旨表明（11/10 日米蔵相共同新聞発表）

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>6. 国際協力等の推進</p> <p>(1) 産業協力の推進</p> <p>投資交流、技術交流、第三国市場での協力等の関係国間の産業協力の積極的推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業協力に対する積極的な支援推進体制を整備するため、情報提供体制の強化、政府による工場用地情報提供サービスの外資系企業への適用等を引き続き推進 ○ 金融面において、対外・対内投資の両面について、その円滑化を引き続き推進 ○ 59年度より、日本開発銀行に対日投資促進融資制度を創設（基準金利8.2%） ○ 先進各国との間で産業協力推進のための協議を推進 ○ 日・EC間の投資交流をテーマに、第3回日・ECシンポジウム開催（11/17, 18）

決 定 事 項

実 施 状 況

(2) 経済協力の推進

発展途上国の経済発展及び世界経済の活性化に資するため、新中期目標の下に、経済協力の一層の充実と効率・効果的推進に努める。

- 政府開発援助（ODA）予算（一般会計分）については、58年度の8.9%増に続き、59年度においても9.7%増とし、特段の配慮
- 効率・効果的援助のため、評価制度の充実、開発途上国との政策対話及び先進国間の緊密なる協議、意見交換の推進に努力

(3) 国際金融機関への資金協力

発展途上国等の債務累積問題等に的確に対処するため、IMF、世界銀行等の国際金融機関に対する適切な資金協力を行う。

- IMF第8次増資についての国内手続を了し、IMFに同意を通告（10/20）
- 世銀特別増資・第二世銀（IDA）第7次増資応募のため、今特別国会（第101回）に所要の改正法案を提出する予定
- アジア開発銀行第3次一般増資応募のため、今特別国会（第101回）に所要の改正法案を提出する予定

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(4) 節度ある輸出の確保</p> <p>貿易の拡大均衡を基本とし、特定品目に係る節度ある輸出の確保に努める。</p>	<p>○輸出秩序委員会を設置し(10/24)、輸出動向の的確な把握に努めるとともに、必要に応じ、特定品目に係る節度ある輸出の確保を図るための対策を検討・実施中(通商産業省)</p>